

建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

令和7年7月1日から 定期報告を要する防火設備の対象等が 変わります。



1

常閉防火扉で各階の主要なものは、
防火設備定期検査の対象になります。

2

常閉防火扉の報告時期は、
特定建築物定期調査と同様の時期になります。

3

特定建築物定期調査に一部の調査項目を付加し、
基本的に従来と同様の調査内容になります。

4

調査結果表及び検査結果表の
様式が変わります。

詳細は千葉県ホームページ及び裏面をご覧ください

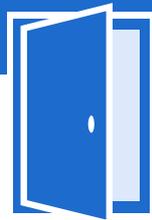


定期報告制度のご案内

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/teikihoukoku.html>



国土交通省告示の改正及び千葉県建築基準法施行細則の改正により、令和7年7月1日から定期報告制度が変わります。



1 常閉防火扉で各階の主要なものは、防火設備定期検査の対象になります。

常閉防火扉(=常時閉鎖した状態にある防火扉)は従前は特定建築物定期調査の対象でしたが、令和7年7月1日以降は、運動エネルギー、劣化、損傷、物品の放置の状況等は防火設備定期検査の対象に移ります。

各階の主要なものとは、以下のとおりです。

- ①避難経路に設けられたもの
- ②吹抜きに面して設けられたもの
- ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの 等
(技術的助言 R7.1.29国住指第369号 参照)

常閉防火扉に関する変更のイメージ

特定建築物定期調査 (常閉防火扉)	防火設備定期検査	
	(常閉防火扉)	(随閉防火扉)
設置		
運動エネルギー等	運動エネルギー等	運動エネルギー等
劣化及び損傷	劣化及び損傷	劣化及び損傷
作動	作動	作動
物品の放置	物品の放置	物品の放置
固定の状況	固定の状況	物品の放置

2 常閉防火扉の報告時期は、特定建築物定期調査と同様の時期になります。

特定建築物定期調査は、建築物の用途ごとに2~3年周期で報告時期を定めています。特定建築物定期調査が不要な年は、常閉防火扉の防火設備定期検査も不要です。

百貨店、飲食店、物販店舗等の報告時期のイメージ

報告の種類	R7	R8	R9	R10	R11
特定建築物定期調査	●		●		●
建築設備定期検査	●	●	●	●	●
防火設備定期検査	随時閉鎖	●	●	●	●
	常時閉鎖	●		●	●



定期報告の対象や報告時期の詳細は千葉県ホームページを参照してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/teikihoukoku-taishoukibo.html>

3 特定建築物定期調査に一部の調査項目を付加し、基本的に従来と同様の調査内容になります。

告示改正により一部の調査項目が削除されましたが、千葉県が独自に調査項目を付加することにより常閉防火扉に係る調査項目を除き従来と同様の調査内容となります。

調査内容の詳細は、定期調査告示(H20告示第282号)及び千葉県が付加した調査項目を参照してください。

調査結果表記載方法のイメージ

別記第一号 (L4)

調査結果表
(第四第一号に掲げる建築物)

当該調査に 関与した調査 者	氏名	調査者番号	調査結果			担当 調査者 番号
			指摘 なし	業 法 正	既 存 不 適 格	
1 敷地及び地盤						
(1) 地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2) 敷地	敷地内の排水の状況					
(3) 敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4) 有効幅員の確保	有効幅員の確保の状況					
(5) 敷地内の通路の支障物の状況	敷地内の通路の支障物の状況					
(6) 防火扉	防火扉の閉鎖又は開閉の状況(ア)アールトップクック等の閉鎖					
(7) 防火扉	防火扉の閉鎖又は開閉の状況(イ)防火扉の劣化及び損傷の状況					
(8) 防火扉	防火扉の閉鎖又は開閉の状況(ロ)防火扉の劣化及び損傷の状況					
7 上部以外の調査項目						
建築物の内部						
(1) 居室の換気	換気設備の作動の状況					
(2) 換気設備	換気設備の作動の状況					
(3) 防煙室 (千葉県建築基準法施行細則第12条第1項第2号イに掲げる防煙室に係るものを除く。)	防煙室の防煙の状況					
(4) 非常用の照明装置 (千葉県建築基準法施行細則第12条第1項第2号ロに掲げるものを除く。)	非常用の照明装置の作動の状況					
(5) 非常用の照明装置 (千葉県建築基準法施行細則第12条第1項第2号ロに掲げるものを除く。)	非常用の照明装置の作動の状況					

千葉県が付加した調査項目

4 調査結果表及び検査結果表の様式が変わります。

千葉県が付加した調査項目、各種報告様式の詳細は千葉県ホームページを参照してください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/teikihoukoku-taishoukibo.html>

